

研究ノート

西洋中世都市と都市法の諸問題

林

毅

- 一 「経済統一体」概念と「中心地システム」概念
- 二 十三世紀前半のヴェネツィア都市法について

周知のように、それを無視しては西洋史発展過程の特質を把握できないという位置にあるのが中世都市であり、それを抜きにしては西洋法制史の発展過程を語ることができないという位置を占めるのが中世都市法である。従つてこの両者に関する研究は、わが国においてもこれ迄着実に進められ、幾多の優れた研究成果が生み出されてきたし、今なお生み出されつつある。本稿は、そのようなわが国の学界の現状の中で、最前線において問題とされるべき重要な論点を取上げ、それについて検討を加えようとするものである。

一 「経済統一体」概念と「中心地システム」概念

最近のわが国における西洋（特にドイツ）中世都市研究界においては、「経済統一体」及び「中心地システム」の

両概念が大きな役割を果たすに至っている。例えば田北広道氏の著作『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性』（九州大学出版会、一九九七年）においては、「経済統一体」と「中心地システム」の両概念がいわば基本的カテゴリーとして用いられ、特に第二章「中世後期の『経済構造の転換』・「中心地システムの確立」においては、この両者についての考察がケルン市に関する具体的に展開されている。また佐久間弘展氏の著作『ドイツ手工業・同職組合の研究』（創文社、一九九九年）においては、第七章「経済的中心地システムの形成」で、ニュルンベルク市に関する経済的中心地システムの形成が論ぜられているのである。

しかしながら、はたしてこの両概念は、中世後期における都市（中心地）・周辺地関係の歴史的現実を正確に把握するために、本当に有効で有益な概念であろうか。積極的にわが国の学界に導入して用いるに値する概念であろうか。ひょっとすると両者は欠陥のある概念であり、それらを導入して用いることは無益であるばかりかむしろ有害なのでなかろうか。以下において、この問題に関する吟味を行つてみたいと思うのである。

（一）「経済統一体」概念

経済統一体の概念については、既に田北広道氏が『比較都市史研究』第二巻第一号（一九九三年）において詳しい紹介をされているので⁽¹⁾、これに従つてその内容を簡単に整理しながら、考察を進めていくことにしたい。

さてこの概念は、最初アンマンによつてニュルンベルクを素材とする研究の中で提唱されたものであるが、その後それは他の学者によつても継承されていき、例えばケルン経済史（ライン地域経済史）に関してはイルジークラーがこの概念を導入して独自の研究成果を発表したのであつた⁽²⁾。そして田北氏は、このイルジークラーの経済統一体の發

想を高く評価してわが国に導入し、この概念にイルジークラー本人におけるよりもより一層重要な位置を与えて、自らの研究（上掲著書）の基礎に（言わば基本的カテゴリーの一つとして）据えられたのである。そこで以下においては、このケルン経済史に関するイルジークラー＝田北説における経済統一体概念に対象を限定して検討を行っていきたいと思う。

さて田北氏は、イルジークラーは経済統一体の概念を、中世後期におけるケルン市の「経済構造の転換」の最も重要な局面を説明するための概念として導入したとされる（後述のように、田北氏のこの把握には問題がある）。すなわち氏によれば、イルジークラーは、中世後期のケルン都市経済を停滞として把握したシェーンフェルダーの見解を批判し、中世後期ケルン経済は商工業部門全般における構造転換の過程（羊毛工業における織布工程の後退と剪毛・圧絨工程の成長、羊毛工業の停滞と絹工業の成長、ぶどう酒の取引量の減少とホップビールの普及に伴うビール醸造業の急成長等）として捉えられるべきものとして、その構造転換の最重要局面が「経済統一体」の形成であるとしたのである。

しかば、このイルジークラーが言う経済統一体とは何であるか。それは、資金力のある商人及び手工業者を問屋主とする問屋制輸出工業において、周辺の農村・中小都市とケルン市との間に、原料・中間製品の供給とその仕上・加工・輸出という形で形成されてきた有機的分業関係に他ならない。

そうすると、以上のような有機的分業関係は、当然のことながら、手工業の製品が異なるのに応じてそれぞれについて異なった形で形成されることになる。従つて田北氏が引用しているイルジークラーの十五世紀ケルンの経済統一體の地図を見るならば、そこには毛織物供給圏、ホップ供給圏、鋼・銅製品供給圏、鉄・銅供給圏、毛皮供給圏がそ

れぞれ別個の圏域として図示されているのである。それ故ここでわれわれが認識しなければならないことは、経済統一体なるものは決して单一のもの、一つのまとまりを持ったものではなく、ましてや一定の領域を指すものでは決してないということである。この点を確認した上で、次にこの概念の内容の検討に進んでいきたいと思う。

さて、通常の一般的な用語法に従えば、統一体という言葉（概念）は、单一のもので、その内部に矛盾を含まないまとまつたもの、そして対外的には完結したものに対して用いられる言葉（概念）である。ところがイルジークラーの言う経済統一体なるものは、上で確認したように、单一のもの、一つにまとまつたものでは決してない。

ではそれは、内部に矛盾を含まないものであろうか。イルジークラーの経済統一体を示す地図の中で最大の地理的範囲を形成しているのは毛皮供給圏なので、これを取上げて考察してみると、その地域の内部には実は諸々の矛盾・対立が存在しているのである。

まず第一に、毛皮供給圏の中には、コブレンツという比較的大きな都市が存在している。このコブレンツは、毛皮に関してはケルンに対する供給者という位置にあるとしても、それ以外の商品を取扱う商業に関しては、コブレンツ商人とケルン商人との間には激しい競争関係、従つて利害の矛盾・対立関係が存在したはずである。また毛皮以外の手工業生産に関しても、コブレンツの手工業者とケルンの手工業者との間には矛盾・対立関係が存在したであろう。そして同様のことは、コブレンツ以外の比較的大きな都市、例えばアーヘンやドルトムントとケルンとの間にに関しても言えるに違いない。

第二に、毛皮供給圏の中には、ジークブルク、ノイスク、デュレンの三都市が存在しているが、田北氏の研究が明らかにしているように⁽³⁾、これらの都市の手工業者によつてはいわゆる「禁制圏法」(Bannmeilenrecht)が設定された。そ

うすると、この禁制圈法によつて抑圧される農村手工業と、抑圧する都市手工業者との間には矛盾・対立関係が発生したに違ひない。またこれら三都市に限らず一般的に見て、明確な形で禁制圈法が設定されなかつた場合でも、中世後期においては、都市の手工業と新たに勃興してくる農村手工業との間には競争、すなわち利害の対立関係が存在したはずである。そして以上のような都市の手工業と農村手工業との矛盾・対立関係の具体像を明らかにすることは、中世後期の経済史を研究する際の最も重要な課題の一つをなしている。従つて禁制圈法は、それがライン地域では広汎な展開を見せなかつたということを確認するだけですまされる問題ではなく、それをめぐる具体的諸関係（歴史的現実）はより詳細に解明されなければならないはずのものである。それが経済統一体などという概念に災いされて十分に探究されない結果になるとしたら、それは由々しきことであると言わなければならぬであろう。

第三に、毛皮供給圏に含まれる地域の中には、各地にケルンの都市貴族や教会（聖界領主）によつて所有される莊園所領（村落）が存在したはずであるし、ケルン以外の諸都市の都市貴族や教会によつて所有される莊園所領も存在したに違ひない。そうすると、そのような所領の農民と所領の所有者（領主）との間には、領主対農民という階級関係に基づく矛盾・対立関係が存在したことになる。そしてそのような矛盾・対立関係の具体像を明らかにすることも、中世後期経済史研究の重要な課題の一つなのである。

以上具体的に見たように、経済統一体という言葉によつて表示されている地域は、その中にいくつもの矛盾・対立関係を含むものであり、統一体の名に倣するような内部に矛盾を含まない一つのまとまりでは決してなかつた。そして既に述べたように、そのような矛盾・対立関係を明らかにすることが、実は中世後期経済史研究の重要な課題なのである。

しかばば次に、イルジークラーの言う経済統一体なるものは、外部に対して完結したものであつたろうか。この点を同じく毛皮供給圏を例にとって検討することにしよう。

さて、毛皮供給圏の中には、その端にコブレンツ市が存在しているが、コブレンツも十分に発展した商工業都市であるから、コブレンツの毛皮産業を中心とする一つの毛皮供給圏というものが存在したはずである。そうすると、その供給圏に属する地域は、間接的にではあるがケルンの毛皮供給圏に含まれることになるであろう。すなわちケルンの毛皮供給圏は、コブレンツを媒介にして、より一層拡張されると考えられるわけであるが、このことは、ケルンの毛皮供給圏が外部に対して決して完結してはいないことを意味する。そして同様のことは、ドルトムント市やアーヘン市を媒介にしても言えるであろう。

またコブレンツ市が、マインツ市を中心とする毛皮供給圏にも属していたとするならば、ケルンの毛皮供給圏はマインツの毛皮供給圏と交錯していくことになり、この点においてもそれは完結したものではなかつたということになる。以上のように、イルジークラーの言う経済統一体なるものは、決して外部に対して完結したまどまりではなかつたのである。

かくしてわれわれは、イルジークラーの経済統一体が、統一体の名にふさわしいところの、单一で、内部に矛盾を含まない、そして外部に対して完結した一つのまとまりでは全くないこと、すなわち統一体の名に価する実体を持たないものであることを確認することができた。言いかえるならば、イルジークラーが経済統一体と称するものは、毛織物供給圏、ホツップ供給圏、鋼・鋼製品供給圏、鉄・銅供給圏、毛皮供給圏等の言葉、つまりその実体にふさわしい言葉で表示すればそれで足りるものであり、それに対して経済統一体なる言葉（概念）を適用することは不必要であ

るばかりか、存在しない実体を存在するかの「ごとく錯覚させる」という点でむしろ有害であるということを明らかにすることができたのである。

実はこの点は、既に田北氏もはつきりと認識されていたのであり、氏は次のように述べていたのであつた。「……その語が意味する内容は、その語から受ける一般的なイメージからは大きく懸け離れている。すなわち、それは、一つの完結した分業圏や再生産圏、あるいは都市共同体の存立の基礎となる生活必需品全般の供給圏を指すものではなく、せいぜい個々の手工業部門の必要とする原料・中間製品の供給圏を表現しているに過ぎない……」⁽⁴⁾ しかも田北氏はその上、イルジークラーの「経済統一体」という発想にはいくつかの欠陥があることを明確に指摘されていた。⁽⁵⁾ 従つてイルジークラーの「経済統一体」概念は、わが国の学界に積極的に導入されるべきものではなく、むしろそれは拒絶された上で批判的に処理されるべきものだつたのである。⁽⁶⁾

しかも注意すべきことは、ケルン経済史に関して経済統一体概念を用いたイルジークラーその人が、実はこの概念をそれほど重要視してはいないということである。なぜならば、彼が中世後期ケルン経済史を概説した重要な論稿の中には、「経済統一体」という言葉は一度だけ、しかも重要な位置づけを与えられることなく登場していくのみであるし、また彼が中世後期ケルン経済について詳論した著作の中では、「経済統一体」という言葉は僅か二箇所においてしか用いられていないからである。⁽⁹⁾

そして既に述べたように、経済統一体の概念は、存在しない実体があたかも存在するかのような錯覚を与えることにより、実は重要な分析対象である都市・周辺地間の矛盾・対立関係の考察をなおざりにさせてしまうという点で、むしろ有害なものもある。

よつて私はここで最後に、イルジークラーの経済統一体概念をわが国に導入して重要な概念として用いることは明らかに誤つており、そうすることは無益であるばかりかむしろ有害で危険であるということを結論として述べたいと思う。もつともイルジークラー自身が経済統一体概念を用いていることに対しても、（彼はそれをあまり重要視していないのであるから）異を唱える積りはない。しかし彼が経済統一体の形成として解明している現象（手工業製品や商品の原料・中間製品の供給圏の形成）は、経済統一体の概念を用いなくとも、都市・周辺地関係の一側面として十分解明されることが可能であることをわれわれは決して忘れてはならないのである。

(二) 「中心地システム」概念

中心地システムという概念が、ドイツの学界においていかにして形成されたものであるかについても、既に田北氏が詳しく紹介されているので⁽¹⁰⁾、詳細はそれに譲り、本稿では「経済的中心地システム」の概念を用いた論述を展開されている佐久間弘展氏のニュルンベルク経済史研究⁽¹¹⁾を考察の対象として、中心地システム概念に関する検討を行うことにしたい。

問題が何であるかを改めて確認するならば、それは先に述べたように、この概念は中世後期の都市経済を考察する際に有効かつ妥当であつて、必要性があるものであるか否かということである。検討を開始するに当つては、まず最初に「システム」という言葉の意味を明らかにしてみなければならぬ。

さて、システムという言葉は、通常、「組織」とか「系統」という訳語を与えられる言葉であり、例えば『広辞苑』(岩波書店)を見ると次のような説明がなされている。「複数の要素が有機的に関係しあい、全体としてまとまつた機

能を發揮している要素の集合体。組織。系統。仕組み」。

以上の説明によつて明らかなように、システムという言葉が用いられる以上は、それによつて表示される対象は、まとまりのある組織であつて、内部に矛盾や対立を含まないものでなければならないはずである。ではしかば、ニュルンベルクの経済的中心地システムなるものの実体はどうであろうか。

佐久間氏が、その著作『ドイツ手工業・同職組合の研究』第七章「経済的中心地システムの形成」において考察の対象とされている事柄を見ていくならば、まずその第一は、ニュルンベルク市のすぐ近くに手工業者の集落、すなわち二つの郊外市が形成され、ニュルンベルク市と郊外市との間には社会経済的上下関係が構築されたということである。すなわち、まず一つには、例えば毛織物業の場合、ニュルンベルク参事会は郊外市の毛織物業を自己の管理下に置くことによつてニュルンベルクの毛織物業の利益保護を図つたこと、その結果郊外市の毛織物工はニュルンベルクの毛織物工より貧しい状況に置かれたし、郊外市の毛織物業はニュルンベルクの毛織物業と命運を共にすることになつたこと、更に毛織物業についてはニュルンベルクと郊外市との間に問屋制度が展開し、これによつてもニュルンベルクの毛織物業と郊外市の毛織物業との間には支配従属関係が形成されたこと、そしてまた郊外市の毛織物はニュルンベルク市場に強く依存していたという事実等があげられるのである。第二には、十六世紀からニュルンベルクでも郊外市でも新たにリボン編業と金紡糸業が興隆してくるが、これに対してもニュルンベルク参事会はその二つはニュルンベルク市内でのみ営まれるべきとして営業の独占を図つたり、ニュルンベルクの問屋による郊外市に対する問屋制度を公認して郊外市を従属関係に組入れる政策を実施した。そして第三には、その他の手工業分野においても郊外市はニュルンベルクによつて管理統制されていたこと、しかしながら第四に、以上のような上下関係が存在するにも

拘らずニュルンベルクと郊外市とは外部からの競合に對しては一致團結してそれを排除しようとしていたこと、およそ以上のような内容を基にして、ニュルンベルクと郊外市との間には經濟的中心地システムが形成されていたとされているのである。

しかしながらはたして、ニュルンベルク市と二つの郊外市との間に存在したのは、システムという言葉によつて表現されるような、矛盾・対立關係を含まない、まとまりのある組織であつたろうか。

まず毛織物業について考えてみると、ニュルンベルク參事會の管理下に置かれ、更には問屋制度によつて從属的立場に置かれた郊外市の毛織物業者とニュルンベルクの毛織物業者との間には、著しい利害の対立が発生し、様々な紛争が生じたことは間違いない。更にニュルンベルクと郊外市の毛織物業との間には、一定限度競争關係も存在したであろうから、そこからも利害の矛盾・対立は生じたに違いない。このように、毛織物業に關して言えば、ニュルンベルクと両郊外市との間には様々な形の矛盾対立關係を含む複雑な都市・周辺地⁽¹³⁾関係が存在しただけであつて、システムという言葉で表現されるような実体は存在しなかつたのであり、従つてそこにシステムという言葉を用いることは適當でないと言わざるをえない。そしてニュルンベルクと郊外市との利害の対立からはどのような紛争が生じたかを具体的に詳細に明らかにしていくことが、經濟史研究の一つの重要な課題をなしているのであるが、システムという言葉はこの研究をなおざりにさせてしまう危険性があることに、われわれは注意しなければならない。そして以上と同様のことは、毛織物以外の産業についても等しく言えることなのである。

佐久間氏が經濟的中心地システムの形成として第二に考察の対象とするのは、禁制圈法である。この禁制圈法は、食料に関しては、例えば市外一〇マイル圏内を家畜の先買禁制圏とすることによつて家畜の販売を市内に限定させ、

それによつて市民に肉の供給を確保するといふような仕方で行われた。またこののような先買禁制圏は手工業の原料に關しても設定されたし、更に禁制圏は、市外で生産された食料品に対して品質検査を強制するといふ形においても設定されたとされる。

はたしてニュルンベルク市が実施した禁制圏政策はこれだけであつたのか。都市の手工業を保護するために競争相手となる農村手工業を禁止するという形の本来の禁制圏政策は実施されなかつたのか、という疑問が生じてくるが、それはさておくとして、一般的に言つて、自らの利益のために禁制圏を設定する都市と、それによつて売買や手工業生産を抑圧される周辺地（農村）との間には甚しい利害の対立が生み出され、それに基づいて紛争や事件が多発した。従つて禁制圏の設定によつて都市と周辺地との間に生じた諸関係は、システムという言葉によつて表現されるような矛盾・対立を含まないまどまりでは決してなかつたのである。そして先に既に述べたように、禁制圏法の研究においては、それによつて発生した紛争や事件の具体的な内容を明らかにすることが最も大切な課題とされなければならぬはずである。それ故ここにおいても、システムという言葉は、無用であるばかりか、むしろ有害であることが明らかであろう。

経済的中心地システムの形成として第三に論ぜられるのは、ニュルンベルク市当局によつて農村地帯の手工業者に対する規制が行われたということである。すなわち市当局は、ニュルンベルクの手工業を保護する目的から、もぐりの取締り、農村手工業者を都市の同業組合規約に服させること、更には農村手工業者の営業に規制を加える等の政策を実施したのである。ところがこのような諸々の規制をめぐつては、既に佐久間氏の研究がそれを示しているように、都市の手工業者と農村手工業者との間に諸々の紛争が発生していた。従つて、農村地帯の手工業者に対する規制とい

うものは、システムという言葉によつて表現されるような内容のものではなくて、激しい矛盾・対立関係を含むものだつたのである。そしてこのような矛盾・対立関係の実情を正確に描き出していくことが、研究の最も重要な課題をなしているのである。

その次に佐久間氏が解説されているのは、一五〇四年に獲得された新領域を含む、ニュルンベルクの周辺地（狭義）・後背地には、金属加工業を筆頭とする諸々の手工業が存在しており、これらに対しても、ニュルンベルクの問屋主による問屋制度が及んだり、ニュルンベルク市が禁制圈法の設定、品質検査・親方作品の審査等の管理制度を行つたという事実である。しかしこれらについても、既に上に述べたことがそのまま当はまるであろう。

中心地システムの形成として最後に考察されるのは、都市領邦内の小都市・市場町・村落における諸々の手工業部門に関してであり、すなわちそれらに対してもニュルンベルクによつて問屋制的支配やニュルンベルクの品質検査制度への組込みがなされたこと、及びそれらがニュルンベルク市場へ高度に依存していたこと等が指摘されるのである。しかし佐久間氏自らが指摘されているように、それら小都市・市場町・村落における手工業とニュルンベルク手工業との間には諸々の矛盾・対立関係（紛争等）が存在したのであり、従つて両者の関係はシステムという言葉には決してなじまないものだつたのである。

以上、佐久間氏が経済的中心地システムの形成として論じられている事柄の内容を具体的に検討してみたが、既に明らかなように、それらはいずれも「システム」という言葉によつて表現されるにはふさわしくない、矛盾・対立を含んだ諸々の関係であった。言いかえると、中心地システムなる実体は存在しなかつたのであり、実際に存在したのは、都市（中心地）・周辺地間の、矛盾・対立をも内容とする諸々の複雑な経済的関係であつた。そして既に述べた

ようには、都市・周辺地関係の研究においては、それらの矛盾・対立関係を明らかにすることこそが大切な課題なのである。

従つてわれわれはここに、中心地システムという概念は、存在しない実体をあたかも存在するかのように見せかけるばかりか、大切な研究課題である矛盾・対立関係の究明をなおざりにさせてしまうが故に、単に無用・無益であるばかりかむしろ有害である、という結論を導き出さざるをえないのである。佐久間氏が、第七章「経済的中心地システムの形成」において考察の対象とされている事柄は、むしろ「ニュルンベルクにおける都市・周辺地関係の形成と展開」という題で考察することによつて、より正確に描き出される性質のものである。佐久間氏は、中心地システム概念をわが国に大々的に導入した田北広道⁽¹⁴⁾氏に影響されて中心地システム概念を用いられたと思うが、それは無用のことであつたと私は判断する。ドイツの学界で形成された中心地システム概念なるものは、批判され、拒否されるべきものなのである。⁽¹⁵⁾

二 十三世紀前半のヴェネツィア都市法について

西洋中世都市法が、西洋法制史発展過程の上で大きな役割を果たしたものであるが故に、それが極めて重要な研究対象をなすということは、わが国の学界においても既に第二次大戦前から指摘されていたが⁽¹⁶⁾、それについて本格的な研究がなされるようになったのは、ようやく一九六〇年（昭和三十年）代からであり、しかもそれは最初は主にドイツの中世都市法を対象とするものであつた。⁽¹⁷⁾

そしてその後、ドイツの中世都市法については徐々に研究業績が蓄積されていったが、その他の国々（例えばイギリス、フランス、イタリア）の中世都市法については、一定の成果は見られたものの、本格的な都市法研究はなかなか生まれられない状態が続いてきたのであった。

それ故に、比較的最近、高田京比子氏が、西洋中世において最も早くから、そして最も豊かに都市を発展させたイタリアの中でも、特に最大の都市として有名なヴェネツィアを上げ、十三世紀前半における都市法について本格的研究を発表されたことは、誠に意義深いことであった。氏の論文が、わが国における西洋中世都市法研究に多大の貢献をなすものであることは言う迄もない。

長年に渡つてドイツ（特に中世ドイツ最大の商工業都市ケルン）の中世都市法について研究を重ねてきた私は、比較法制史的関心から氏の論文（以下高田論文と略記する）を興味深く拝読し、多くの有意義な教示に接することができた。しかしながら同時に、高田論文の中にいくつかの疑問点、及びもっと詳しく探究してほしいと思う点を見出しだので、以下においてそれらについて記していくみたいと考える。

(一) さて、高田論文は、十三世紀の前半において、何回かに渡つて成文化されていったヴェネツィア都市法(STATUTI)の条文の中から、特に相続、嫁資、及び不動産売買に関する規定を取り出し、それらの規定がいかなる変遷を辿ったかを社会史的見地から解明しようとしたものであり、まず第一には相続に関する規定が考察の対象とされている。そこで以下まず、相続法に関する叙述の中で気のついた点、ないしより詳細に御教示頂きたいと思われる事柄について述べていくことにする。

高田氏によると、ヴェネツィアでは既に十三世紀の前半に遺言の制度が認められ、その結果相続には、遺言によつ

てなされる場合（遺言相続）とそうでない場合（無遺言相続・法定相続）との二つが存在したという。

比較法制史的に見ると、この点が既に注目されることである。なぜならば、ローマ法史上においては既に早くから（十二表法の時代から）遺言が認められていたのに對し、ドイツ法制史上においては遺言という制度は、長い前史を経た後によくやく中世の都市において本格的に成立したものだつたからである。例えば中世ドイツ最大の商工業都市ケルンの場合には、遺言は十四世紀になつて初めて本格的に成立している。⁽²⁰⁾

ところがヴェネツィアにおいては、既に十三世紀の前半に市民の間で遺言が一般的に行われていたという事実は、まさしくイタリアの先進性を物語るものと言えようが、そのようなヴェネツィアの遺言制度は、一体いつ頃いかにして成立したものだつたのであろうか。それはローマ法に由来するものだつたのか、それともランゴバルド法の發展の中から次第に成立していったものであつたのか。この点が非常に興味のあるところであり、詳しく御教示を乞いたい点の一つである（ヴェネツィアにおける遺言の成立史）。

ところで、上述のようにヴェネツィアにおいては既に十三世紀の前半に成文法によつて遺言の制度が認められ、市民の間では実際に遺言がなされていた。すなわち市民の多くが遺言書を作成し、相続はその遺言書の内容に従つて行われていたのであるが、では一体、当時相続は、實際どの程度迄遺言によつてなされていたのであろうか。言いかえると、遺言相続の割合はどの程度であり、無遺言相続（法定相続）の割合はどの程度だつたのであろうか。この点の解明は史料の關係から恐らく困難（不可能）であるかもしれないが、高田氏が社会史を専門にされている方なので、ここであえてその解明をも期待しておく次第である（ヴェネツィアにおける相続の現実・実態）。

さて次に、遺言がなされずに法定相続が行われる場合に、エンリコ・ダンドロの法は全財産について（従つて不動

産に對しても) 息子と娘に等しく相続權を認めていたと言われる。ところが、一二四一年の法集成になると、息子がいる場合には娘は不動産相続から排除されるという大きな變更がなされているとのことである。その原因は一体何なのであろうか。

ドイツ法制史上においては、不動産に對する相続權は長い間娘に對して認められなかつたが、十四世紀になると都市法において娘に對しても不動産相続權が認められるようになる。⁽²⁾ つまりドイツ中世都市の場合には、相続權に関して男性と女性の平等化という傾向が見られたのに対して、ヴェネツィアではむしろその逆の發展方向が確認されるようなのであるが、それをもたらした原因は何なのであろうか。貴族の都市集中という周知の現象が見られたイタリアにおいては、都市法においても貴族の家産の維持が重要視され、不動産については息子優先という結果が生じていつたのであろうか(ヴェネツィア及びイタリア都市における不動産相続權の特色)。

次に、法定相続が行われる場合には、相続人の順位を決める必要上、親等の計算ということが重要な問題となつてくる。ドイツ法制史上においては、親等計算方法として長い間、大家族時代の親等計算方法である同円法主義⁽²²⁾が支配した後、中世都市において、夫婦中心の新しい家族形態に照應した親等計算方法であるパレンテール式計算方法⁽²³⁾が一般的に行われるようになつてゐる。この問題に関し、ヴェネツィアの場合はどうなつてゐるのであろうか(ヴェネツィアにおける親等計算方法の歴史的發展過程)。

(二) 十三世紀前半におけるヴェネツィア成文都市法の中から、高田氏が一番目に考察の対象として取上げられてゐるのは、嫁資に関する規定である。そして、ヴェネツィアにおける嫁資(repromessa)は、他のイタリア都市における嫁資(dos)が花嫁の父親から花婿に支払われるものであつたのに対し、父親が娘(花嫁)に支払うものという

特色を有していたことが指摘され、このような嫁資を、妻は夫が死亡した場合に全額返還請求できる旨が規定されていて、それによつて妻（女性）の財産が強く保護されていたという事実が解説されているのである。

思うに、ここで取扱われているのは、十三世紀前半のヴェネツィアにおける「夫婦財産制」の内容に関する事柄である。従つてまず第一に当時の夫婦財産制（婚姻によつて夫婦間に生ずる財産関係に関する規定。より具体的に言うと、財産に対する所有関係はどうであり、管理権・処分権は誰に帰属するか、また婚姻解消後財産は誰にどのように帰属することになるか、に関する規定）の内容が明らかにされるべきなのであるが、その点に関する議論は展開されておらず、従つてその内容の解明はなされていない。

ドイツ法制史上においては、夫婦財産制は、ごく一般的傾向を示すと、最古の形態である、妻の財産に対する夫の支配権（ゲヴェーレ）を認める別産制から、所得共同制（婚姻中の所得に対して妻の持分を認める制度）を経て、中世都市においては一般的財産共同制（若干の特有財産を除いて全財産が夫婦の共同財産となるが、管理権・処分権は夫の手中にある）が発展した。しかし現実にはそれぞれの都市において様々な形の夫婦財産制が形成されており、その内容は多彩である。⁽²⁴⁾

はたして十三世紀前半のヴェネツィアにおいては、どのような形態の夫婦財産制が存在したのであろうか。その点を明らかにした上で嫁資の運命を考察するならば、より明瞭な認識を獲得できると思うし、女性（妻）の法的地位もより明確に解明できると思われる所以である（ヴェネツィアにおける夫婦財産制の内容）。

（三）高田論文が第三に考察の対象としているのは、不動産売買に関する規定である。不動産売買に関する規定は、元首ピエトロ・ツィアーニ（在位一二〇五—一九年）の時代に新しい内容のものに改正された。それ以前においては、

不動産売買に関しては、親族に異議申立権、或いは優先購入権と割引購入権が認められていたが、改正後の新法は優先購入権と割引購入権を制限し、不動産売買がより自由になされるようにしたのであった。

不動産に対する家族的ないし親族共同体的拘束が解消され、その売買が自由化されていく過程というものは、ドイツ法制史上においても同様に認められるところであり、例えばケルンにおいては十四世紀になると不動産売買は大幅に自由化され、私的 土地所有権が成立してくる。⁽²⁵⁾ はたしてヴェネツィアにおいても、十三世紀以降にそのような発展が行われ、優先購入権や割引購入権が廃止されてくるのであろうか。非常に興味のあるところである（ヴェネツィアにおいても私的 土地所有権は成立したか否か）。

以上のようにして、相続、嫁資、及び不動産売買に関する規定のそれぞれについて考察を終えた高田氏は、最後にそれを要約して次のように述べられている。「まず、相続については直系、そして特に不動産については男性が重視される方向が見て取れるものの、相続人や債権者としての女性の権利は明確に保護するという方針がうかがえる。また直系重視の相続法に伴って、不動産売買の規定で親族の権利を保護する試みが成されたが、それも最小限に留められ、迅速な不動産売買が男女とも可能になるような法修正が行われた。女性の法的地位の高さは立法活動の全期間を通して維持されている。不動産を如何に家系内に保つかという点に関しては、親族に相続権・買い戻し権を認めたり、それが廃止された後は親族の割引購入権を定めるなど、試行錯誤が為されているが、結局は、同一家系内で不動産を共有し財産の維持・拡大をはかるのに有利なような法は制定されていない。むしろ嫁資の返還請求にも共通する綿密な査定や期限付きの買い戻し権は、不動産が常に動産の等価物として意識されていたことを示しているとも考えられる」。⁽²⁶⁾

高田氏の以上の叙述に対しても、若干の疑問を感じざるをえない。まず第一は、「不動産が常に動産の等価物として意識されていたことを示している」という点についてである。なぜならば、不動産の相続に関しては男性（息子）に優先的地位が与えられていたこと、そして不動産の売買に際しては親族に優先購入権や割引購入権が認められていたことは、不動産を同一家系内に維持しようとする意図が貫かれていたと解釈できる事柄であり、都市貴族や富裕な有力市民の家にあっては、不動産が家産の基礎として動産とは異なった意義を有していたということを推定させるからである。従つて、不動産が常に動産の等価物として意識されていたと安易に言うことは無理なのではないかと思われる（ヴェネツィアにおいて不動産所有が有した意義）。

第二は、高田氏が、相続人や債権者としての女性の権利が保護されていたこと等を根拠にして、女性の法的地位の高さが維持されていたと判断されている点についてである。確かに高田氏が確定される事実の範囲においては、そのような判断が可能であるかもしれない。しかしながら、中世ヴェネツィアにおける女性の法的地位は総体的にいかなるものであったか、ということになると問題は明らかに異なつてくる。まず何よりも女性には政治的権利（参政権）がほぼ完全に否認されていたことは間違いないであろうし、また中世のヴェネツィアに大量の売春婦が存在したという有名な事実は、女性の法的地位とどう関わつくるであろうか。更に、ヴェネツィアにおける家族の形態ないし家長権（父権と夫権）の性格はどのようなものであつたか、それとの関わりで夫婦財産制の内容はいかなるものであつたか等々の事柄を解明しない限り、女性の法的地位の全体像というものは見えて来ないと思われる。高田氏にとつて重要な問題の一つだと思われるので、今後の氏の研究の進展を期待したいところである（ヴェネツィアにおける女性の法的地位）。

以上、高田論文を読んで私が感じさせられた諸点を、率直に記させて頂いた。⁽²⁷⁾ 最後にもう一度述べるが、高田論文がわが国の西洋中世都市法研究の領域における貴重な成果の一つであることは間違いない。そうであれば、こそ、高田氏の今後の研究が尚一層進歩するのを願つて以上を記したのである。

- (1) 『比較都市史研究』第一巻第一号（一九九二年）一一一頁以下の論文「イルジークバーの中世後期ケルン『経済構造の転換』論の諸問題」。
- (2) F.Irsigler, Stadt und Umland im Spätmittelalter. Zur zentralitätsfördernden Kraft von Fernhandel und Exportgewerbe,in: (hrsg.v.) E.Meyen,Zentralität als Problem der mittelalterlichen Stadtgeschichtsforschung,(Städteforschung.Reihe A:Darstellungen,Bd.8),Köln/Wien,1979.
- (3) 田北広道『中世後期ライン地方のシンフレ「地域類型」の可能性』九州大学出版会、一九九七年、二五頁以下。
- (4) 田北、上掲論文、四三頁。
- (5) 田北、上掲論文、三七頁以下。
- (6) 田北氏は、イルジークバーの経済統一体概念を批判し、その問題点（欠陥）を厳しく指摘されたのであるが、この概念を導入するにあたって私は考へる。
（一） Irsigler,Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter,in: Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft,Bd.1.Köln,1975.
（二） Irsigler,Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15.Jahrhundert.Strukturanalyse einer spätmittelalterlichen Exportgewerbe-und Fernhandelsstadt.(VSWG.Beiheft 65),Wiesbaden,1979.
（三） 従つて田北氏が、イルジークバーは中世後期ケルン経済構造転換の最も重要な局面を経済統一体の形成であるとして

ると述べられているのは、イルジークラーの見解の明らかな誤解であると私は思う。

(10) 田北広道「中世都市史の研究方法としての『中心地』論の意義と限界」(福岡大学商学論叢三三一三)。

(11) 佐久間弘展『ドイツ手工業・同職組合の研究』創文社、一九九九年、第七章「経済的中心地システムの形成」。

(12) 佐久間、上掲書、三〇六頁以下。

(13) 周辺地という言葉は、研究史上広狭二つの意味において用いられている。すなわち、都市(中心地)を取囲む広義の周辺地の中に、狭義の「周辺地」、「後背地」及び「影響領域」の三者を区別する見解が存在しているのである。

(14) 田北氏は、中心地システム概念について詳しい紹介をされたばかりか、同概念を自らの研究に導入され、先に記したように、『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性』の第二章、中世後期の「経済構造の転換」・「中心地システムの確立」において具体的な論述を展開された。すなわち、ケルンを中心とするライン地方においては、ケルンが上位を中心地、ジークブルク、ユリヒ、デュレン、ミュンスター、アイフェル、ポン等の都市が中位中心地となって、そこに中心地システムが形成されていたということを論ぜられているのであるが、その論述内容に対しても、佐久間氏に対して述べたことがほぼそのまま当たる。すなわち、ケルンと中位中心地の諸都市との間、及びケルンと周辺農村地帯との間、中位中心地の諸都市と周辺農村地帯との間には、一面においては様々な矛盾・対立関係が存在したのであり、従つてそのような矛盾・対立を含む諸々の関係をシステムという概念で表示するのは、不適当であるばかりか、矛盾を覆い隠してしまう点において危険であり有害なのである。中心地という概念、及び中心地・周辺地関係という概念が研究上必要で有効な概念であることは当然であるが、システムという概念は決して用いてはならない性格のものである。

(15) なお、私は法制史を専門にしている者であつて経済史は専門でないので、経済統一體概念や中心地システム概念をめぐる研究史・論争史の詳細については把握していない。それ故本稿で私が述べたようなことが、既に他の研究者によつてどこかで言われているかもしれないが、その点については御容赦頂きたいと思う。また私はここで、佐久間氏が中心地システムの概念を用いたことに対する批判を行つたが、しかし佐久間氏の著作『ドイツ手工業・同職組合の研究』が、わが

国の学界における最高の研究水準を示す優れた研究業績である」とを些かも否定するものではない。

- (16) わが国の学界において初めて中世都市法の持つ意義を明確にし、それについて一定の考察を施されたのは東北大学の栗生武夫教授であった。栗生武夫『中世私法史』弘文堂、一九三二年、同「中世都市の法」(『法律史の諸問題』岩波書店、一九四〇年、所収)。

- (17) 拙著『ドイツ中世都市法の研究』創文社、一九七二年に収録された諸論稿。

- (18) 私自身上掲拙著に統いて、都市法研究を含んだ次のような論文集を公刊した。『ドイツ中世都市と都市法』創文社、一九八〇年、『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂、一九八六年、『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂、一九九一年、『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、一九九七年。そしてまた、ハンザ都市として有名なりューベックの都市法に関する実証的研究の成果が稻元格氏によって公刊された。『ドイツ中世都市「私」法の実証的研究』敬文堂、一九九六年。

- (19) 高田京比子「二三世紀前半におけるヴェネツィア都市法の変遷とその社会的背景」(西洋史学一九二一)。

- (20) 拙著『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂、一九九一年、第二部第五章「中世都市ケルンの遺言制度」参照。

- (21) H.Planitz, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Graz, 1950, S.144.

- (22) H.ニッタイス、世良晃志郎・広中俊雄訳『ドイツ私法概説』創文社、一九六一年、一一〇頁以下。

- (23) H.ニッタイス、世良・広中訳、上掲書、一一〇頁以下。

- (24) 拙著『西洋中世自治都市と都市法』第二部第四章「ドイツ中世都市における夫婦財産制」参照。

- (25) 拙著『西洋中世自治都市と都市法』第二部第一章「中世都市ケルンにおける私的士地所有権の成立」参照。

- (26) 高田論文、六二頁。
- (27) なお高田論文の中には、聞き慣れない、それ故に意味の不明確な言葉、例えば暫定法(高田論文四八頁)、評価格(五七頁、六一頁)等が存在しているのが気になつた。また都市法規定の原文を見ないと何とも言えないが、高田論文を読んだ限りでは *sine proprio* 及び *ad proprium* というラテン語の意味も不明確である。